消費生活技術分野における標準化戦略

日本工業標準調査会標準部会
消費生活技術専門委員会

日本工業標準調査会／標準部会
消費生活技術専門委員会　構成表

（委員会長）	小川　昭二郎（おがわ　しょうじろう）	お茶の水女子大学　教授
（委員）	秋庭　悦子（あきば　えつこ）	(社)日本消費生活ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ・ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ協会　理事
	井村　五郎（いむら　ごろう）	千葉工業大学　工学部工業デザイン学科　助教授
	入江　稔員（いりえ　としかず）	(社)日本ガス石油機器工業会 専務理事
	長見　萬里野（おさみ　まりの）	(財)日本消費者協会 理事
	口ノ町　康夫（くちのまち　やすお）	(独法)産業技術総合研究所　人間福祉医工学部　総括研究員
	小熊　誠次（こぐま　せいじ）	(社)日本オフィス家具協会　間仕切部会部会長
	佐野　真理子（さの　まりこ）	主婦連合会　事務局次長
	所村　利男（しょむら　としお）	(独法)製品評価技術基盤機構　生活・福祉技術センター所長
	高野　信一（たかの　しんいち）	(社)日本電機工業会　家電部長
	堤　暢廣（つつみ　のぶひろ）	(社)繊維評価技術協議会　副会長
	土橋　明美（どばし　あけみ）	文化女子大学　服装学部　教授
	長久保　徹（ながくぼ　とおる）	(財)製品安全協会　企画部長
	鍋嶋　詢三（なべしま　じゅんぞう）	(社)消費者関連専門家会議　理事長
	橋本　享（はしもと　すすむ）	(株)西友　品質管理室室長
	菱木　純子（ひしき　じゅんこ）	全国地域婦人団体連絡協議会　事務局次長
	肥塚　忠雄（ひづか　ただお）	(社)日本住宅設備システム協会　総務部長
	万代　善久（まんだい　よしひさ）	(財)共用品推進機構　常務理事
	村田　政光（むらた　まさみつ）	(財)日本文化用品安全試験所　製品性能部次長

（五十音順　敬称略）

目　次

頁

0.　はじめに　……1

1.　標準化対象分野及び主なデジュール規格制定の状況　……1
1.1　標準化対象分野　……1
1.2　JIS 制定の状況　……2
1.2.1　製品規格　……2
1.2.2　試験方法規格　……2
1.2.3　基本的規格　……2
1.2.4　情報を提供するための規格　……3
1.3　JIS と強制法規、調達基準との関係　……3
1.3.1　強制法規における JIS の活用状況　……3
1.3.2　公的機関の調達基準における JIS の活用状況　……4
1.4　国際規格の整備動向　……5
1.4.1　住宅用設備機器関係　……5
1.4.2　家具関係　……5
1.4.3　眼鏡枠関係　……5
1.4.4　家庭用ミシン関係　……5
1.4.5　自転車及びその部品関係　……5
1.4.6　石鹸・洗剤関係　……6
1.4.7　家庭用塗料関係　……6
1.4.8　皮革関係　……6
1.4.9　繊維製品関係　……6
1.4.10　台所、食卓用品関係　……7
1.4.11　ガス・石油燃焼機器関係　……8
1.4.12　履物関係　……8
1.4.13　事務用品関係　……8
1.4.14　運動用具関係　……8
1.4.16　人間工学関係　……9
1.4.17　高齢者・障害者配慮関係　……9
1.4.18　サービス分野関係　……10
1.4.19　消費者保護関係　……10

2.　デファクト標準形成の動向　……10
2.1　ハースマーク基準　……11
2.2　Öko-Tex（エコテックス）基準１００　……11
2.3　eco-tex 監査管理システム　……11
2.4　水系洗濯性能をもつ繊維及び繊維製品の認証基準　……12
2.5　カーペット分類格付け基準　……12

2.6 石油燃焼機器の窒素酸化物（ＮＯｘ）排出量の基準 ……12
2.7 都市ガス用ガス警報器検査規程 ……12

3. 標準(JIS)化・国際標準化活動の課題とその対応 ……13
3.1 全般について ……13
3.2 個別分野について ……15
3.2.1 住宅関連分野 ……15
3.2.2 自転車産業分野 ……16
3.2.3 繊維製品分野 ……17
3.2.4 ガス・石油燃焼機器関係分野 ……18
3.2.5 事務用品関係分野 ……19
3.2.6 高齢者・障害者配慮分野 ……20
3.2.7 人間工学分野 ……20
3.2.8 サービス分野 ……21
3.2.9 消費者保護分野 ……21

0. はじめに

消費生活技術分野における標準化戦略を策定することとし､以下にその論点を整理する。

1. 標準化対象分野及び主なデジュール規格制定の状況

1.1 標準化対象分野

本専門委員会では、消費生活に密接に関連した分野を対象とし、製品群としては多岐にわたっている。消費生活技術分野においては、主として下記を標準化戦略の検討対象分野とする。

なお、各分野に対応する国際標準化機関の技術委員会（ISO/TC/SC）を（）内に示す。

a)製品分野別

1)住宅用設備機器等の標準化に関すること。（ISO/TC59/SC6）
2)家具の標準化に関すること。（ISO/TC136）
3)眼鏡枠の標準化に関すること。（ISO/172/SC7）
4)家庭用ミシンの標準化に関すること。（ISO/TC148）
5)自転車及びその部品の標準化に関すること。（ISO/TC31,TC149）
6)自動車用ケミカル用品の標準化に関すること。
7)石鹸・洗剤の標準化に関すること。（ISO/TC91）
8)家庭用塗料の標準化に関すること。(ISO/TC35）
9)皮革の標準化に関すること。（ISO/TC120）
10)繊維製品の標準化に関すること。（ISO/TC38,TC133,TC219）
11)台所・食卓用品の標準化に関すること。（ISO/TC63,166,186）
12)ガス・石油燃焼機器の標準化に関すること。（ISO/TC116,161）
13)履物の標準化に関すること。（ISO/TC137,216）
14)事務用品の標準化に関すること。（ISO/TC10/SC9）
15)運動用具の標準化に関すること。（ISO/TC83）
16)楽器の標準化に関すること。
17)ジュエリーの標準化に関すること。（ただし、純度分析を除く。）(ISO/TC174）

b)共通分野

1)人間工学分野の標準化に関すること。（ISO/TC159）
2)高齢者・障害者配慮分野の標準化に関すること。（ただし、他の技術専門委員会での所掌に関することを除く。）

c)サービス・消費者保護分野

1)サービス分野の標準化に関すること。
2)消費者保護分野の標準化に関すること。（ISO/TC145,176）

1.2 JIS 制定の状況

本専門委員会では、消費生活に密接に関連した①製品の品質・性能 JIS の制定、②製品に関連する試験方法 JIS の制定、③製品に関連する用語、操作方法等の基本規格 JIS の制定、④消費者に情報提供するための JIS の制定を実施している。

1.2.1 製品規格

消費生活製品の品質・性能、安全性などを確保するための製品規格を制定している。主な JIS は、次のとおりである。

JIS D 9301 一般用自転車などの自転車及び自転車部品
JIS K 3303 粉末洗濯石けんなどの石けん及び洗剤
JISL4107 一般衣料品
JISL4404 織じゅうたんなどの床敷物
JISP4501 トイレットペーパー
JIS S 1021 学校用家具－教室用机・いすなどの家具
JIS S 2029 プラスチック製食器などの食卓・台所用品
JIS S 2036 強制通気形開放式石油ストーブなどの石油燃焼機器
JIS S 2103 家庭用調理機器などのガス燃焼機器
JIS S 2120 ガス栓
JIS S 5502 封筒などの事務用品及び事務機器

1.2.2 試験方法規格

消費生活製品の品質・性能､安全性などを確認するための試験方法規格を制定している。主な JIS は、次のとおりである。

JISL0842 日光に対する染色堅ろう度試験方法など繊維製品の染色堅ろう度試験方法
JISL1091 繊維製品の燃焼性試験方法
JIS S 2093 家庭用ガス燃焼機器の試験方法
JIS S 3032 強制通気形開放式石油ストーブの窒素酸化物排出量の測定方法
JIS S 3201 家庭用浄水器試験方法

1.2.3 基本的規格

日常生活又は産業活動において必要とする用語､記号などの基本的規格を制定している。主な JIS は、次のとおりである。

JISL0111 衣料のための身体用語
JISL0204 繊維用語などの衣料品及び繊維製品に関する用語及び記号
JIS S 2091 家庭用燃焼機器用語

1.2.4 情報を提供するための規格

消費者に、製品購入時、製品取扱い方法などの情報を提供するための規格を制定している。主な JIS は、次のとおりである。

JISL0217 繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法

JISL4005 成人女子用衣料のサイズなどの衣料サイズ

JIS S 0011 消費生活製品の凸記号表示

JIS S 0012 消費生活製品の操作性

JIS S 0101 消費者用警告図記号

JIS S 0114 消費者のための製品情報に関する指針

JIS S 0137 消費生活製品の取扱説明書に関する指針

JIS S 5037 靴のサイズ

1.3 JIS と強制法規、調達基準との関係

消費生活に関係する物品については、安全性の確保、品質情報の提供などを目的に各種法律によって規制がなされており、JIS は法令に引用されることによって活用されている。また、公的機関が行う物品調達時の受入基準に JIS が引用され、活用されている。

強制法規に活用される JIS の制定・改正においては、関係機関・部署との意見調整を十分行う必要があり、運用にあたっても密接に連携を図っていくことが重要である。

強制法規又は調達基準に活用される主な JIS は、次のとおりである。

1.3.1 強制法規における JIS の活用状況

a） 消防法

次の JIS の「難燃」表示（JIS 認定工場が JIS マークと一体で行う表示）は、消防法施行規則に基づいて、防炎性能を有することを示す「指定表示」に指定されている。

JISL4404 織じゅうたん

JISL4405 タフテッドカーペット

JISL4406 タイルカーペット

b） 家庭用品品質表示法

次の JIS は、家庭用品品質表示法表示規程に引用され、品質確認のための試験方法、表示の記号、表示の方法などに活用されている。

－繊維製品

JISL0217 繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法

JISL1092 繊維製品の防水性試験方法

－合成樹脂加工品

JIS S 2029 プラスチック製食器

－雑貨工業品

JIS K 3304 石けん試験方法

JIS K 3362 合成洗剤試験方法
JIS S 1102 住宅用普通ベッド
JIS S 2010 アルミニウム板製品器物
JIS S 3012 家庭用ほうろう器物
JIS S 3201 家庭用浄水器試験方法（ただし、平成 14 年 4 月 1 日から適用）

c） ガス事業法

次の JIS は、ガス用品の技術基準に引用され、活用されている。
JIS S 2092 家庭用ガス燃焼機器の構造通則
JIS S 2093 家庭用ガス燃焼機器の試験方法

d） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

次の JIS は、液化石油ガス器具等の技術基準に引用され、活用されている。
JIS S 2092 家庭用ガス燃焼機器の構造通則
JIS S 2093 家庭用ガス燃焼機器の試験方法
JIS S 2120 ガス栓
JIS S 2147 カセットこんろ

1.3.2 公的機関の調達基準における JIS の活用状況

a） 防衛庁管理局装備企画課調達補給室での活用状況

防衛庁で使用する衣料品等には、DSPL4076 冬服、DSPL4067 作業服などの防衛庁規格があり、これらの規格に繊維製品関係の製品 JIS 及び試験方法 JIS が引用され、活用されている。

b） 文教施設整備に係る建築工事標準仕様書での活用状況

国立文教施設整備に係る建築工事に適用される建築工事標準仕様書には、次の JIS が引用され、活用されている。
JIS A 5902 畳
JIS A 6512 可動間仕切
JIS A 6921 壁紙
JIS A 6922 壁紙施工用でん粉系接着剤
JISL3204 反毛フェルト
JISL4405 タフテッドカーペット
JIS S 6007 黒板
JIS Z 1525 包装用ポリ塩化ビニル粘着テープ

1.4 国際規格の整備動向

消費生活分野の国際標準化については、製品分野ごとにそれぞれの ISO/TC において審議が進められている。主な ISO/TC の活動状況は次のとおりである。

参加地位　P ﾒﾝﾊﾞｰ（参加ﾒﾝﾊﾞｰ）、O ﾒﾝﾊﾞｰ（ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ）、N ﾒﾝﾊﾞｰ（非ﾒﾝﾊﾞｰ）

1.4.1 住宅用設備機器関係

ISO/TC59(ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｺﾝｽﾄﾗｸｼｮﾝ)/SC6(構造、外装、内部区分)

国内審議団体：(社) 日本住宅設備システム協会　P ﾒﾝﾊﾞｰ

建築構成部品の性能要件の一般原則等について標準化している。

2000 年に、ISO/TC59/SC11 で扱っていた台所設備は欧州中心に住宅設備ではなく、家具として扱われているという理由で TC136 に移管された。

1.4.2 家具関係

ISO/TC136(家具)

国内審議団体：(社) 日本オフィス家具協会　P ﾒﾝﾊﾞｰ

試験方法関係の３つの WG をもつ。

貯蔵、座用、休息用、食事用、作業用の独立式又は据え付け式の家具を対象として、用語・定義、性能・安全・寸法の要求事項、検査方法等について標準化を行っている。

1.4.3 眼鏡枠関係

ISO/TC172(光学及び光学機器)/SC7(眼鏡光学及び眼科・眼鏡機器)

国内審議団体：日本光学工業協会（日本医用光学機器工業会）　P ﾒﾝﾊﾞｰ

SC7 の８つの WG うち、用語（WG1）及び眼鏡枠（WG2）については、当専門委員会の対象分野である。

1.4.4 家庭用ミシン関係

ISO/TC148(ミシン)

国内審議団体：(社) 日本縫製機械工業会　P ﾒﾝﾊﾞｰ

TC148 委員会及び WG3(家庭用ミシン)委員会が当専門委員会の対象分野。

1.4.5 自転車及びその部品関係

a) ISO/TC31(タイヤ、リム及びタイヤバルブ)及び SC10(自転車、モペット、二輪自動車用タイヤ及びリム)

国内審議団体：(社) 日本自動車タイヤ協会　P ﾒﾝﾊﾞｰ

TC31 及び SC10 のうち、自転車用タイヤ・リム及びモータサイクル用タイヤに関することについて当専門委員会の対象分野。

b)ISO/TC149(自転車)

国内審議団体：(社) 自転車産業振興協会　P ﾒﾝﾊﾞｰ

TC149 の下に用語の WG、SC1(自転車及び主要アセンブリ)の下に試験方法関係 WG が３つある。

1.4.6 石鹸・洗剤関係

ISO/TC91（界面活性剤）

国内審議団体：日本石鹸洗剤工業会　P ﾒﾝﾊﾞｰ

界面活性剤等の等級、用語、試料検査、物理的・化学的検査方法、仕様等に関する標準化を行っている。うち、家庭用石鹸・洗剤に関することが当専門委員会の対象分野。

1.4.7 家庭用塗料関係

ISO/TC35(ペイント及びワニス)

国内審議団体：(社) 日本塗料工業会　P ﾒﾝﾊﾞｰ

SC1 ／ N ﾒﾝﾊﾞｰ、SC2 及び 10 ／ O ﾒﾝﾊﾞｰ、SC9、12 及び 14 ／ P ﾒﾝﾊﾞｰ

TC35 は、用語、顔料、一般試験方法等６つの SC からなり、そのうち家庭用塗料に関することについて、当専門委員会の対象となる。

1.4.8 皮革関係

ISO/TC120(皮革)、SC1 (原料革)及び SC2 (なめし革)

国内審議団体：日本皮革技術協会　TC120,SC2 及び SC3 ／ O ﾒﾝﾊﾞｰ、SC1 ／ N ﾒﾝﾊﾞｰ

原料皮、なめし革及びその加工品、皮革製品分野の標準化を行っている。

1.4.9 繊維製品関係

ISO/TC38（繊維）

国内審議団体：(社) 繊維評価技術協議会

SC20 及び SC23 ／ O ﾒﾝﾊﾞｰ、SC22 ／ N ﾒﾝﾊﾞｰを除いて全て P ﾒﾝﾊﾞｰ

ISO/TC38（繊維）は、総会及び 8 つの専門委員会(SC1,2,11,19,20,22,23,24)から組織されている。

a） TC38/-/WG22/PT1

この WG は、我が国から提案した繊維製品の抗菌性試験方法(JIS L 1902 ＋新試験方法)及び抗菌加工製品の安全性確認方法の新業務項目提案書(NP)が採択されて設立されたものである。 我が国は提案国としての役割を果たす必要があることから、TC38/WG PROJECT 国内対策委員会を発足させ、平成 13 年 4 月に第１回国際会議を我が国において開催するとともに、第２回国際会議を１１月に予定するなど、主体的な役割を担いつつ国際規格化に向けて本格的な活動が行われている。

b） TC38/SC1（染色堅ろう度試験方法）

SC1 では繊維製品の染色堅ろう度（日光、キセノン、汗、摩擦など）の試験方法規格

の制定を行っている。

1)試験に用いるブルースケール、判定用標準染色布及び退色見本用に使用される染料が有害物質又はアレルギー物質に該当することから生産されなくなっており、これらの供給に支障が生じるおそれがあることから、現在、代替染料の特定について検討を行っており、早急に結論を得て規格の改正を行う必要がある。

なお、我が国からも代替染料の提案を行っており、国際実験の結果をまとめて ISO に提出する予定である。

2)摩擦に対する染色堅ろう度試験方法には、ISO 規格で規定した方法の外に JIS で規定した我が国独自の方法がある。JIS 独自の方法は試験の安定性に優れていることから ISO 規格に追加規定するよう我が国から提案しており、現在各国試験機関において実験中である。

c) TC38/SC2（洗濯、仕上げ及び防水性試験方法）

SC2/WG4 では繊維製品の外観保持の試験方法に係る規格の制定を行っている。洗濯しわ、縫いしわなどの試験方法として、ISO 規格で規定した目視方法の外に JIS で規定した我が国独自の光学式方法がある。JIS 独自の方法は判定能力に優れていることから ISO 規格に追加規定するよう我が国から提案しており、現在各国試験機関において実験中である。

d) TC38/SC11（繊維及び衣類の取扱い絵表示）

SC11 では衣料品の洗濯絵表示に係る規格の制定を行っている。現在、ISO 規格の改正作業中であり、平成 13 年 5 月の国際会議で修正改正案(CD)に対する合意がなされた。

洗濯絵表示に係る規格は JIS でも制定しているが、現行 ISO 規格には、我が国で使われていないドライクリーニング用溶剤、洗濯習慣にない操作などが規定され、また、絵表示を特定するための試験方法が規定されていないことなどから、JIS は ISO と整合していない。ISO 規格の改正にあたって、我が国は ISO 規格の問題点を指摘するとともに石油系の引火点、乾燥絵表示などの提案を行ってきたところである。改正案には我が国の意見もかなり取り入れられているが、絵表示を特定するための試験方法が我が国の洗濯実態と異なるなど、整合化のためにはまだ問題点が残っている。

1.4.10 台所、食卓用品関係

a)ISO/TC63(ガラス容器)

国内審議団体：(社）日本硝子製品工業会　Oﾒﾝﾊﾞｰ

近年、TC63 は活動休止中であったが、英国から幹事国の立候補があり、2001 年中には活動が再開される予定。作業範囲は、パッケージとして用いられる鋳型用ガラスで作られたガラス容器の標準化である。

b)ISO/TC166(食卓用陶磁器・ガラス器)

国内審議団体：日本陶業連盟　Pﾒﾝﾊﾞｰ

TC166 総会以外に、有害物質に係る SC1 が組織されている。TC166 では、食品の触れる陶磁器、ガラス器、結晶化ガラス器の標準化を行っている。

c)ISO/TC186(刃物類及び金属製卓上用・装飾用容器)

国内審議団体：N ﾒﾝﾊﾞｰ

TC186 では、フラットウエア（食卓用食器類)、テーブル及び装飾用中空金物を含む刃物類及び食器類の標準化を行っている。

1.4.11 ガス・石油燃焼機器関係

a)ISO/TC116(暖房装置)

国内審議団体：(社）日本ガス石油機器工業会、日本暖房機器工業会　O ﾒﾝﾊﾞｰ

TC116 は、総会と個別暖房装置の SC3 で組織されている。TC116 では、暖房装置の寸法規格、構造、安全基準、性能検査方法の標準化を行っている。

b)ISO/TC161(熱発生装置の制御及び安全装置)

国内審議団体：(社）日本ガス石油機器工業会　P ﾒﾝﾊﾞｰ

TC161 では、非工業用の燃焼式暖房器具の制御及び安全装置及び熱発生装置の分野の標準化を行っている。

1.4.12 履物関係

a)ISO/TC137(靴の寸法、名称及び表示)

国内審議団体：日本靴工業会、日本ゴム履物協会、日本靴総合研究会　O ﾒﾝﾊﾞｰ

TC137 は現在活動休止中である。TC137 の作業範囲は、足の測定に基づくブーツ及び靴のサイズシステム及びサイズ指定とマーキングの標準化、靴のサイズの標準化、並びに靴型又は同様器具の校正システムの用語等の標準化である。

b)ISO/TC216(履物)

国内審議団体：全国履物団体協議会　O ﾒﾝﾊﾞｰ

TC216 では、履物の構成部分の試験方法、靴全体の試験方法、用語及びその性能要求事項の標準化を行っている。

1.4.13 事務用品関係

ISO/TC10(製図、製品の確定方法、関連文書)/SC9(製図機器及び製図用具)

国内審議団体：(社）全日本文具協会　P ﾒﾝﾊﾞｰ

シャープペンシル、コンパス、ボールペン等の WG が組織されている。

一般用ではなく、製図用の筆記具等に関する標準化を行っている。我が国からは長年積極的に活動してきた分野である。

1.4.14 運動用具関係

ISO/TC83(スポーツ用品及びレジャー用品)

国内審議団体：(社）日本スポーツ用品工業協会

TC83 及び SC5 ／ O ﾒﾝﾊﾞｰ　SC2,3 及び 4 ／ P ﾒﾝﾊﾞｰ

TC83 は、TC83 総会、SC2（キャンピングテント)、SC3（スキー締め具)、SC4（スキー及びスノーボード）及び SC5（アイスホッケー用ヘルメット及びフェースプロテクタの安全規格)から組織されている。作業範囲は、スポーツ及びレクリエー

ション用器具の用語、寸法、機能的及び安全条件等の全ての試験に関する標準化である。SC で対象としている分野は特に欧米メーカーが大きなシェアを占めており、ISO においても同様であり、我が国はその方針に沿って対応する傾向にある。

1.4.15 ジュエリー関係（純度分析を除く）

ISO/TC174（ジュエリー）

国内審議団体：（社）日本ジュエリー協会　P ﾒﾝﾊﾞｰ

TC174 の下に、WG1（純度決定方法）と WG2（ダイヤモンドグレーディング）の WG が設置されている。TC174 の作業範囲は、番号付け、指輪のサイズ、貴金属の色、貴金属のコーティング、貴金属合金の純度分析等ジュエリー分野の標準化である。なお、貴金属合金の純度分析関係は、当技術専門委員会の所掌から除外される。

WG2 において、ISO/DIS11211-1（研磨済みダイヤモンドのグレーディング－第１部：用語と分類）及び ISO/DIS11211-2（研磨済みダイヤモンドのグレーディング－第２部：試験方法）の国際規格化が検討されている。これら ISO 規格案は、重量の切り上げが可能（例：0.999 → 1.00 カラット）、透明性グレードが重さによっては包括可能でその検査条件が不十分、色グレードや透明性グレードについて従来から米国、日本で用いてきた GIA（Gemological Institute of America）方式の用語を用いて別の意味を示すなど、ダイヤモンドの末端市場の混乱を招く恐れがあり、国内審議団体が積極的に反対の意志を表明している。

1.4.16 人間工学関係

ISO/TC159（人間工学）

国内審議団体：日本人間工学会　P ﾒﾝﾊﾞｰ

TC159 は、総会、SC1（人間工学の指導原理）、SC3（人体計測と生体力学）、SC4（人間とインタラクション）及び SC5（物理的環境の人間工学）から組織される。その作業範囲は、人間工学分野における用語、方法論、人間ファクターのデータの標準化である。なお、SC3 は我が国が幹事国を引き受けている。

SC4 において、職場、家庭、教育の場で使用するソフトウェアの使い勝手向上(人間－コンピュータ間)を目的としたガイドラインとして TS 案（Technical Specification）「ヒューマン・システム・インタラクションの人間工学」が 2000 年 5 月に投票に付されている。

1.4.17 高齢者・障害者配慮関係

高齢者・障害者配慮関係を横断的に扱う TC は ISO、IEC に存在しない。

我が国提案で設置された ISO/COPOLCO/高齢者・障害者の特別なニーズ WG（1998-2000）からの発案により、ISO/IEC 政策宣言「標準化業務における高齢者･障害者のニーズの考慮」が 2000 年 9 月に発行されている。また、同 WG 解散後に作業を引き継いだ ISO/TMB（技術管理評議会）/ad hoc TAG（議長：菊地眞防衛医科大学校

教授）において、現在 ISO/IEC ｶﾞｲﾄﾞ 71「規格作成作業における高齢者・障害者ニーズの配慮指針」が策定中である（2001 年秋頃発行予定)。今後、ｶﾞｲﾄﾞ 71 の考え方を受けて製品分野毎の「セクターガイド」を求める声があり、関係 TC においてその取組が開始される可能性がある。

1.4.18 サービス分野関係

サービスについて全般的に取り扱う TC は ISO、IEC に存在しない。

サービスには、金融、保険、運送等多種多様なサービスが存在する。従来からサービスに関する標準化の要望があったものの、具体的な規格化は実現していない。2001 年 5 月、ISO/COPOLCO において、「サービスの標準化に関するガイドライン WG」が設置され、特にツーリズム（旅行業）と財務サービスに焦点をあてて、今後、サービスに係る消費者保護の基本原則について検討される。

1.4.19 消費者保護関係

安全性、情報提供など消費者保護に関する取組は、あらゆる TC において検討されているが、新しい取組については次のとおりである。

a)消費者保護

消費者保護について、ISO/COPOLCO/グローバル市場における消費者保護 WG において、苦情処理システム、行動規範、裁判外紛争処理システム（ADR)、企業の社会的責任について必要性等を検討しているが、うち、苦情処理システムについては、COPOLCO が国際規格化を求める勧告を出したことがきっかけとなって、現在、ISO/TC176（品質管理及び品質保証）/SC3（支援技術）において ISO 規格化が検討されている。今後、その他の消費者保護に関する国際標準化が ISO において検討されることが予想される。

b)図記号

ISO/TC145-IEC/SC3C-ISO/COPOLCO 間 JWG12(消費者用図記号)

国内審議団体：(財）日本規格協会　Pﾒﾝﾊﾞｰ

ISO/TC145（図記号)、IEC/SC3C（ドキュメンテーション及び図記号/装置用図記号）及び ISO/COPOLCO（消費者政策委員会）との JWG12 が設置され、消費者用警告図記号について検討されている。我が国からも代表が参加し、JIS 規格を提案するなど積極的に活動している。

当専門委員会の対象は、TC145 関係委員会のうち JWG12 に関する分野である。

2. デファクト標準形成の動向

消費生活分野において現存するデファクト標準は、業界団体又は試験・検査機関等によって形成されたものが多く、基本的には関係業界内だけに適用されるため、一般的には社会的認知度が低く、デジュール標準になりにくいものである。次に掲げる基準等は、社会的動向を基に業界からの要請によって形成されたデファクト標準であり、関係業界内においてはほぼ統一された基準となっている。

デファクト標準のうち、社会的な関心が高く、JIS としての必要性が強く要求される標準、及びデファクト標準のままでは混乱が生じ、結果的に社会的に悪影響を及ぼすおそれのある標準については、デジュール標準への移行を検討する必要があり、移行にあたっては適合性評価部会と連携して進める。

2.1 ハースマーク基準

ハースマーク基準は、地球環境に優しい素材を使用した自転車の普及を目的に(社)日本自転車協会が定めたもので、耐久性（防錆性）の向上と環境に配慮（処分時のダイオキシンの発生抑制）した基準である。具体的には、ステンレス鋼、アルミニウムなどのさびに強い素材の使用、めっき、塗装などの防錆処理の実施、塩化ビニルの不使用を規定している。基準に適合した自転車には、適合ラベルを表示することができる。

2.2 Öko-Tex（エコテックス）基準１００

Öko-Tex 基準１００は、ドイツ、オーストリアなどの繊維製品テスト機関が組織した Öko-Tex 国際共同体が定めたもので、繊維製品に含有される人間の健康を害する物質について、各国の法規制（我が国では、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（厚生省）がある。）よりも種類を多く、また、許容含有量を低めに規定した安全規格である。現在、我が国の検査機関（(財)日本染色検査協会）が当該共同体に加盟し、Öko-Tex 基準１００に基づいて認証のための検査を行っており、適合した製品には認定書が発行され、認証ラベルを表示することができる。

2.3 eco-tex 監査管理システム

ドイツの eco-tex（eco-tex Institute for applied ecology（エコロジー研究所） GmbH)が制定した監査管理システムは、繊維製品の原料から最終製品に至るまでの各段階の事業者に対して、品質保証、環境適合、安全・健康、社会的責任適合、貿易規制適合の５分野を監査するシステムであり、全てに適合して生産された製品には「eco」マークを表示することができる。現在、アパレル関係団体が我が国への導入を検討している。

なお、監査における主な観点は次のとおりである。

- 品質保証システムの確立：品質保証システムを確立し、適切な品質の製品を供給し、生産コスト・時間の低減が図られていること。
- 環境経営の訴求：繊維製品を市場に供給する事業者が環境保護、資源循環型社会への対応として、消費されない繊維製品の減少、事業活動における天然資源の消費抑制、最終的に環境に与える負荷の低減が図られていること。
- 模倣対策と公正労働：消費者に供給される繊維製品は、意匠法、商標法、不正競争防止法に適合し公正であり、製造プロセスにおいては公正な労働条件下で実行されていること。
- 商取引慣行の是正と貿易規制の適合：繊維製品の国内外取引条件の適正化及び商慣行の是正については、生産、在庫リスク、利益配分の関係において、透明かつ明確な仕組みがあり、適切に情報共有していること。

2.4 水系洗濯性能をもつ繊維及び繊維製品の認証基準

水系洗濯性能をもつ繊維及び繊維製品の認証基準は、生活環境の向上及び清潔・快適性を求める消費者の要望に応えることを目的に、繊維製品新機能評価協議会が定めたもので、日常、家庭で使用する洗濯機によって水で洗濯を行うことができる繊維及び繊維製品を認証するための基準である。適合した繊維及び繊維製品には、水系洗濯が可能な旨のマークを表示することができる。

家庭における水系洗濯は、商業洗濯で使用される溶剤によって起こる大気汚染及び水質汚染の発生を軽減することができ、環境保護に資することが可能であり、また、家庭で行うことが困難であった洗濯も、ドライマーク商品対応の洗剤や洗濯機の普及によって容易に行うことが可能になったことから、今後急速に普及が進むものと考えられる。

なお、商業洗濯における水系洗濯方法については、環境保護の観点から世界的に関心が高く活発な研究・開発が行われている。

2.5 カーペット分類格付け基準

オフィス、病院、デパート、レストランなどに使用されるカーペットについて、歩行頻度をもとに用途分類を行い、摩耗試験性能値によって格付けを行うことを目的に、日本カーペット工業組合が定めた基準である。分類格付けされたカーペットには分類格付マークが表示され、使用・消費者が使用用途に応じて購入するに際して重要な情報になる。

カーペット関係の JIS が制定されていることから、今後、分類格付け制度の実施状況及び業界、使用・消費者の意見を踏まえ、JIS に追加することを検討する。

2.6 石油燃焼機器の窒素酸化物（ＮＯｘ）排出量の基準

石油燃焼機器のＮＯｘ排出量の基準は、生活環境の向上と健康の維持を目的に、業界団体からの要請によって(財)日本燃焼機器検査協会が定めたものである。任意基準であるものの、業界が一丸となって当該基準を遵守するとともに、更なるＮＯｘ排出量の削減に取組み、基準値については数度にわたって改正が行われてきている。石油燃焼機器の JIS が制定されていることから、社会的に合意された基準値が確立された段階で JIS に追加することを検討する。

なお、建築関係の有識者の中には、室内に燃焼ガスを排出する石油燃焼機器は室内で使用すべきでないとの意見が多く、今後の石油燃焼機器産業の健全な発展のためには、技術的改善に努力し全ての燃焼排ガス量について一層の基準値の改善を図っていく必要がある。

2.7 都市ガス用ガス警報器検査規程

都市ガス用ガス警報器検査規程は、(財)日本ガス機器検査協会が、ガス漏れやガスの不完全燃焼を早期に検知し、事故を未然に防止するためのガス警報器の品質・性能を規定したものである。

3. 標準(JIS)化・国際標準化活動の課題とその対応

3.1 全般について

a) 標準(JIS)化の基本的方針

1) 消費生活に密接に関連する製品に係る品質・性能、安全性、製品情報などの標準は、放置しておけば、ともすれば生産者側の意向が強く反映された標準になるおそれがあるが、国の標準(JIS)にし、標準に消費者の意見を反映させることによって消費者利益の保護を図ることが可能となる。このように、消費生活分野の標準は消費者にとって重要な意義があることから、次の基本的方針で標準(JIS)化を進める。

1.1) 消費生活に広く普及している製品、及び今後広く普及が進むと予想される製品であって、消費者が安全で快適な生活を維持するために必要な製品については、互換性、品質・性能、安全性の確保、使い勝手、高齢者・障害者配慮、環境保護・資源循環（リデュース、リユース、リサイクル品の優先使用）の観点で標準化を行う。

1.2) 消費生活に関係する製品の製造、流通、購入、使用などの過程で、相互理解の促進、品質・性能の明確化、製品情報の提供などを行うに当たっては、それぞれの間に統一した標準が必要であり、用語、試験・測定方法、表示方法などについて標準化を行う。

2) 自己責任原則を前提とした規制緩和の動きの中で、強制法規に標準(JIS)を活用した柔軟性のあるルールの構築を行うことが基本となりつつあることから、該当する標準については、強制法規の目的にも配慮し有効に活用される標準化を行う。

3) 国際貿易の円滑化を図る観点から、原則として JIS 規格を国際規格に整合化させるとともに、できるだけ国際規格と一体的に規格作成を行う。ただし、整合化にあたっては、我が国の気候風土、業界の実態、消費生活習慣などに十分配慮する必要がある。

b) 標準(JIS)化への消費者参加の在り方

消費生活技術分野では、消費生活に密接に関連した分野を対象として標準化を進めているが、標準化の初期段階では産業界主導で進められ、使用・消費者は原案作成の最終段階に参加しているのが現状である。今後は、生産者、使用・消費者それぞれの立場で標準はいかにあるべきかを考え、さらに消費者にとって真に必要とする事項を標準に反映できる体制にするため、消費者は原案作成の初期の段階から参加することが重要であり、JIS 原案作成団体への周知が必要である。

c) ISO/COPOLCO 及び JISC 消費者政策特別委員会への対応

ISO/COPOLCO 及び JISC 消費者政策特別委員会から提言される消費者保護に関する標準化など、消費生活技術分野に係る案件については、本技術専門委員会で審議した上で関係標準化委員会等で標準化の検討を行う。また、消費生活技術分野において制定等された JIS については、JISC 消費政策特別委員会と連携し、ISO に対する情報提供及び必要に応じて ISO 規格とするよう提案する。

d） 環境保護・資源循環型社会構築への対応

環境保護・資源循環型社会構築に資する JIS とするために、製品に応じ、次のことに考慮して標準化を進めることが重要である。また、個別製品分野ごとに、必要な場合は「製品規格に環境側面を導入するための指針」の標準化を検討する。

1) 解体容易な製品設計規格とし、解体性容易評価基準、解体方法表示などについて規定する。（リデュース、リユース、リサイクルの 3R 共通）
2) 製品寿命の延長及び材料使用量の削減が可能な製品規格とし、残存寿命測定法、材質・構造等評価基準などについて規定する。（リデュース）
3) 製品・部品等の再利用が可能な製品規格とし、製品・部品分類法、品質・安全性等試験方法などについて規定する（リユース）
4) リサイクルが容易な製品規格とし、リサイクル容易材料の使用、リサイクル容易性評価法について規定する。（リサイクル）
5) リサイクル材料使用可能な製品規格とし、不純物等含有率試験法、用途別試験法、受入れ基準、回収材料情報などについて規定する。（リサイクル）
6) 規格にエネルギー回収法を規定する。
7) 規格に製品廃棄方法等の情報、リサイクル、最終処分方法などについて規定する。
8) 製品の製造、流通、使用又は処分において、環境に与える影響を調査し、悪影響が最小限になるよう、また、悪影響を減少させるための方法を規定する。

e） 安心できる生活環境への対応

消費生活に用いられる製品によって、身体へ直接又は間接的に与える危険性及び悪影響を排除し、及び財産の損失の発生を防止することによって、安全で安心な生活環境を維持することが重要である。安全性を確保し、安心、快適な生活環境に対応した標準化を進めるにあたっては、次のことに考慮する必要がある。

1) 使用・消費者に適切な情報を提供することによって、製品の使用・取扱い又は処分において、物理的要因によって起こる身体に及ぼす危険及び財産の損失の発生を防止することを明確にする。（けが、やけど、火災、爆発など）
2) 製品に使用される主材、副資材などに含有する化学物質を特定し、人の健康に直接又は間接的に悪影響を及ぼす化学物質の許容できる含有量、発散量などを数値化し、併せて数値を軽減できる取扱い方法を明確にする。（シックハウス症候群、皮膚障害、アレルギーなどの原因化学物質）
3) 製品を使用することによって発生する有害物質を特定し、人の健康に直接又は間接的に悪影響を及ぼす有害物質の許容できる発生量を数値化し、併せて数値を軽減できる取扱い方法を明確にする。（一酸化炭素、窒素酸化物など）
4) 誤使用による危険性を排除するため、基本的には想定される誤使用ができない構造とする。ただし、これができない場合は、表示によって取扱い上の注意を喚起するとともに、誤使用されても危険が生じない措置を講じる。

f） 高齢者・障害者配慮

現在、高齢者・障害者に配慮した社会環境の整備が進められ、また、企業においては、高齢者・障害者に配慮した製品開発が積極的に進められているところである。高齢者・障害者に配慮した標準化を行うに当たっては、高齢者・障害者を含むすべての人たちにとって使いやすいユニバーサルデザインの考え方に基づき、さらに ISO/IEC ガイド 71：規格作成における高齢者・障害者の特別なニーズの配慮指針を共通的な基本指針として、個別配慮設計指針及び各製品規格に反映させる必要がある。また、個別製品の標準化にあたっては高齢者・障害者の体型、動作特性、身体機能などに十分考慮して標準化を進めることが重要である。

g） 国際標準化活動への積極的参加

消費生活技術分野における国際標準化活動については、TC159(人間工学)/SC3,4 を除いては幹事国業務を担っている個別分野がなく、製品の生産量及び国際競争力と比較して、分野別 ISO の場で主導権をもって活動することについて消極的であるといえる。今後は幹事国業務を担うなど、ISO の場で積極的に活動しつつ、我が国の意見を ISO 規格に反映させることが重要である。また、我が国から ISO に提案するに当たっては、各国との意見調整を行い、賛同国と連携して進めることが重要である。

なお、消費生活分野における ISO 国内審議団体は、運営のための経営資源（人員、資金）が十分でない状態であるため、ISO の場で積極的な活動を行っていくためには経営資源の強化が必要である。

h） アジア諸国との連携

繊維製品、自転車などの関係業界では、中国、台湾、タイなどのアジア諸国へ多く工場進出しているが、進出企業を含めアジア諸国で生産された製品又は我が国に輸入された製品の多くは JIS を用いてその品質・性能等の確認が行われている。JIS がアジア諸国における標準としても活用されている実態があり、JIS のさらなる普及を図る観点から、標準化に当たっては、ISO 規格との整合性を確保しつつアジア諸国とも連携をとって進めることを検討する。また、ISO 規格の適正化に当たっても同様とする。

アジア諸国のガス機器の試験・検査機関のように、標準の統一及び相互承認制度の確立を最終目標に定期的な会合をもっている分野もあり、標準化に当たってはアジア諸国の意見をとりまとめつつ、連携を保っていくことが重要である。

3.2 個別分野について

3.2.1 住宅関連分野

a）住宅設備・システム

住宅設備・システムは、工業化製品の特徴を活かし、大量生産によるコスト削減を図り、現場の工数を削減できるキッチン、サニタリー （浴室・洗面・トイレ等）などのユニット化が進められてきた。しかし、ユニットの更新に問題があったことから、現在ではアッセンブル方式のシステムバス、システムキッチン等が普及してきている。また、製品の仕

様は設置現場に合わせて調整する必要があり、さらに、各社の製品部品は自由度が高く各社毎の互換性がないことから JIS が現状に合わなくなってきている。JIS の基本的な方向としては、従来の寸法、材料などを規定した製品規格から品質・性能を重視した性能規格へ移行することを検討する。

b）社会の要請に応じた標準化の在り方

高齢化対応商品にユニバーサルデザインの思想を取り入れた製品及び情報技術を組込んだ製品、また、リサイクルが容易な製品、環境にやさしい製品（構造等）など、資源循環型社会の構築に向けた住宅設備・システムの開発が急速に進むものと予想されることから、これらに対応した標準化が必要である。このためには、住宅設備・システムの JIS 規格の体系整理を行うとともに、業界が必要とし、かつ、社会的な要請のある次の案件について、標準化を積極的に進める。

1）高齢化対応規格（現在、基本規格としてのガイドライン JIS を検討中）
2）情報技術組込製品対応規格
3）リサイクル対応及び環境配慮対応規格
4）アッセンブル対応規格

c）壁紙・壁紙施工用でん粉系のりのホルムアルデヒド問題

近年、シックハウス症候群による人体への影響が社会問題になっており、壁紙や壁紙施工用でんぷん系のりから放出されるホルムアルデヒドも原因の一つとされている。JIS A 6921（壁紙）及び JIS A 6022（壁紙施工用でん粉系接着剤）の品質（ホルムアルデヒドの放出量）及び試験方法については、国内外の実態を踏まえ JIS の改正を検討することが必要である。

d）畳及び畳床の基本性能

住居における畳敷きは我が国固有の文化として定着しており、畳に対するイメージとしては、踏み心地、温かみ（冷たさ）など畳特有の感性的な概念をそれぞれが持っている。最近における環境保護、資源循環の観点及び住宅のバリヤフリー化に伴い、JIS で規定する厚さより薄い畳が多く流通している現状に対応し、JIS の見直しに当たっては、畳の基本性能及び試験方法はいかにあるべきかを研究するとともに、現行の厚さ、質量、構造などについて、消費者の意見を反映させつつ検討することが必要である。

3.2.2 自転車産業分野

a）環境保護、資源循環の配慮及び国際規格との整合化

自転車関係 JIS は、自転車及び自転車部品の品質・性能、安全性及び互換性の確保を目的に標準化されており、JIS を積極的に活用することによって資源循環（リユース、リサイクル、リデュース）の推進を図ることができ、また、業界が定めているハースマーク基準を活用することによって、環境保護及び資源循環型社会の構築に資することが可能である。

JIS と国際規格との整合化については、我が国における自転車の使用実態及び体型の違

いを考慮しつつ整合化を検討する。また、国際規格適正化の観点から、ISO に対し JIS を基本とした我が国の意見を積極的に提案していく必要がある。

なお、自転車が品質・性能、安全性、互換性に優れ、さらには環境保護、資源循環について配慮していることが市場に広く認知されるためには、より積極的に JIS マーク表示制度や業界自主基準を活用するとともに広く周知することが重要である。

b）ISO 標準化活動への対応

欧州各国が中心になって決めた ISO 規格と JIS との間には、幼児用自転車の位置付け、寸法、安全性などの相違点があり、これらに係る審議が必要であるものの、現在は自転車に関する ISO の活動が TC149/SC1/WG4（自転車／自転車及び主要アセンブリ／疲労試験）だけに限られているため、我が国の意見を十分 ISO に反映させることができない状況にある。ISO 規格に我が国の意見を適切に反映させ、また、自転車産業の振興を図る観点から、我が国が幹事国を引受けることを検討する必要がある。

3.2.3 繊維製品分野

a）資源循環型社会構築に資する製品の標準化

中古及び在庫の繊維製品については、従来、資源循環的な観点からの処理方法が確立されていなかったが、資源循環型社会構築に向けた大きな動きの中、アパレル産業においては、製品のリサイクル推進を図り、資源循環型産業へと発展させる活動がなされようとしている。繊維関係 JIS のうち、一般衣料品、じゅうたん、カーペットなどの JIS は、再生繊維の使用を排除する規定はないが、ロープの JIS については、再生材料を用いてはならない規定がある。JIS の見直しに当たっては、再生材料の使用を制限することなく、品質・性能規定に重点をおいた改正を検討する必要がある。

なお、繊維製品の再生を容易にするため、製品には組成表示を、リサイクル製品の普及を図るため、再生繊維を使用している製品にはその旨、及びその割合表示の規定化を検討する必要がある。

b）高齢者配慮衣料品の標準化

高齢化社会に向け高齢者配慮衣料品の在り方に関する標準化の要望が強いことから、高齢者・障害者配慮生活用品標準化調査委員会で検討を行ったところであり、高齢者用衣料設計配慮指針として標準化を予定している。（3.2.6 参照）また、高齢者に配慮した衣料品を製作するに当たって必要な、衣服の着やすさ、脱ぎやすさに関係する高齢者の身体（運動）機能測定方法について検討を行う。

c）JIS 洗濯絵表示の国際規格との整合化

我が国における繊維製品の洗濯絵表示は、家庭用品品質表示法に基づいて JISL0217（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）によって行うことになっており、ISO3758 に基づいた洗濯絵表示は認められていない。このため、ISO 規格に基づいて表示された輸入衣料品などは、JIS による表示を新たに行う必要があり、事業者の負担になっており、関係者からは、ISO 規格の洗濯絵表示も認めるべきであるとの強い要請がある。

国としては、規制緩和及び貿易障壁排除の観点から、ISO 規格による表示も認めることを基本的な方向としており、作業としては JIS 規格と ISO 規格との整合化が必要になる。
現在、ISO 規格は改正作業中であることから、その動向を踏まえ、さらに我が国における洗濯実態を勘案し、関係部署及び JIS 原案作成団体と連携を取りつつ整合化を進める。

d）JIS の ISO への提案（国際規格の適正化）

近年、我が国では、機能性を付加した繊維製品が種々開発され、その効果がうたわれている。形態安定加工製品、消臭加工製品、防汚加工製品、透湿・防水加工製品などの機能性付加製品については、適切な情報提供と信頼性の確保を図る観点から、機能の程度を評価するための試験方法の標準化を検討する必要がある。また、従来からの JIS と国際規格との整合化では、ISO 規格をほぼ一方的に JIS に取り入れてきたが、今後は多くの優れた JIS を積極的に ISO に提案していくことが必要である。

国際規格の適正化については、ISO 摩擦染色堅ろう度試験方法規格に日本独自の学振形摩擦試験機による方法(JIS L 0849)を追加すること、ISO シームパッカリング評価方法規格に日本が開発した光学機器による評価方法(JIS L 1905)を追加すること、及び抗菌加工繊維製品の試験方法(JIS L 1902)を ISO 規格として新たに制定することの、それぞれの日本提案が ISO の場で採択されており、現在、国際規格化に向けて積極的な活動が行われている。今後とも、染色堅ろう度試験方法、機能性繊維の評価方法などの JIS を ISO に提案することを、関係団体と連携しつつ推進する。

e）視覚障害者配慮の洗濯絵表示

視覚障害者には、衣料品等に表示された洗濯絵表示を認識できないことがあるため、一部業者によって視覚障害者でも認識可能な洗濯絵表示が考案されつつある。放置しておけば複数の絵表示が出回り混乱するおそれがあること、及び障害者配慮の観点から、重度の視覚障害者でも触感によって容易に認識できる絵表示の標準化を検討する必要がある。また、標準化に当たっては、海外における実態についても調査する必要があり、国際的に統一した絵表示とすることも検討する必要がある。

なお、視覚障害者配慮洗濯絵表示の標準化については、平成 13 年度から調査研究を開始している。

3.2.4 ガス・石油燃焼機器関係分野

a）強制法規に活用される JIS

ガス用品又は液化石油ガス器具の技術基準は性能規定化する方向にあるが、今後予定される技術基準改正の動向を踏まえ、JIS が当該技術基準に有効に活用されることを前提に、関係部署及び JIS 原案作成団体と連携を取りつつ見直しを行う。

b）JIS の性能規定化

JIS の材質、構造などの規定は、品質・性能の試験を行うことによって担保されるものもあることから、品質・性能に重点をおいた規定にすることを基本に見直しを検討する必要がある。しかし、対象になる製品は家庭で使用されるガス・石油燃焼機器であり、火災

事故及び人身事故に対する安全性の確保を第一に JIS の規定の在り方を考える必要がある。したがって、材料、構造の項目を性能規定によって担保しようとする場合は、安全性が十分確保されることを確認した上で、関係省庁及び JIS 原案作成団体と連携をとりつつ性能規定化を進める。

c）暖房機器の試験運転モード・適室基準値の確立

近年、高気密・高断熱住宅が普及してきていることから、これら住宅に対応する使用実態を反映させた暖房用燃焼機器の試験運転モードの確立が求められている。また、業界が定めた暖房用燃焼機器の適室基準値の、住宅構造の変化に対応した適切な見直しが求められている。製品の適切な性能評価、省エネルギー（熱効率改善）製品の開発、適切な製品情報の提供などのため、試験運転モードの確立及び適室基準値の見直しが必要である。現在、暖房機器の試験運転モード・適室基準値調査研究委員会で検討を行っており、調査研究結果を踏まえてそれぞれの標準化を検討する。

d）環境保護・資源循環型社会構築に資する観点への対応

環境保護・資源循環型社会構築に資する観点から、製品の標準化を行うに当たっては、リデュース、リユース、リサイクルに配慮することになっているが、ガス・石油燃焼機器にあっては、火災安全等危険防止が十分確保できることを前提にする必要がある。家庭用燃焼機器は常に最適な環境及び整備状態で使用することが重要であり、わずかな不具合によって重大な事故を引き起こす可能性がある。このため、消費者が不用意に中古部品を利用して修理し、使用することによって起こる危険を防止する観点から、現時点においては部品の互換性確保などリユースに係る標準化は困難であるが、今後検討する必要がある。

e）カセットこんろ及びカセットこんろ用燃料容器

カセットこんろは、持ち運びの簡便さもあってアウトドア用のみならず一般家庭に広く普及しているが、カセットこんろ(JISS2147)及びカセットこんろ用燃料容器(JISS2148)とも JIS であるにも関わらず、カセットこんろには専用の燃料容器しか使用できないことになっている。互換性の確保は標準化の重要な意義であることから、新タイプの製品を含め、カセットこんろ及び燃料容器の互換性、安全性を確保した JIS にすることを検討する必要がある。また、カセットこんろと燃料容器に互換性があり、かつ、品質・性能、安全性が十分であることを消費者に伝えるために、両品目を指定商品にすることについて検討する。

3.2.5 事務用品関係分野

a）環境側面を導入するための指針

資源循環型社会構築のために、事務用品関係分野においても環境を配慮した製品が求められている。すでに封筒、ノートブックなどいくつかの紙製品について古紙利用を妨げないように配慮した規格となっているが、標準化の観点から、文房具・事務用品の資源循環配慮に寄与できる方策について検討する。例えば、文房具・事務用品分野の製品規格に環境側面を導入するための指針などが考えられる。

3.2.6　高齢者・障害者配慮分野

a）高齢者・障害者配慮指針

我が国では急速な高齢化が進展しており、2025 年には 4 人に 1 人が 65 才以上に達すると予測されている。高齢化の問題点の一つとして、加齢等による身体機能の低下によって日常生活において各種生活用品の使用が困難になることがある。また、障害者も、健常者を主体にして設計された生活用品を使用する際に不便さを感じている。高齢者・障害者の日常生活での自立、さらに生活の質を高めるためには、高齢者・障害者に配慮した生活用品の提供が必要である。

現在、高齢者・障害者生活用品の標準化に関する調査研究を行っており、操作性、凸記号、包装・容器の高齢者・障害者配慮指針の標準化を終了した段階である。今後は、さらに報知音、衣料品、開封性試験方法などの標準化を図る。また、消費者の視点でこれら配慮製品の適切性について評価したいとの要望に応え、ユニバーサルデザイン製品の評価方法について標準化の検討を行う。さらに、ISO/IEC ガイド 71（規格作成における高齢者・障害者の特別なニーズの配慮指針）の翻訳 JIS 化を図る。

b）電動アシスト自転車

電動アシスト自転車は、運転走行するときの踏力を電動機の補助力によって軽減させることができ、特に坂道、向かい風など大きな踏力が必要な状況においても快適に走行することができるので、近年、婦人や足腰が弱くなってきている高齢者などを中心に普及してきている。特に、エネルギー効率がよく、排ガスの問題がないなどの優れた点を踏まえ、原動機付自転車からの一部代替ができるような魅力のあるものが開発できれば、近年の地球温暖化問題に対しても貢献できる。一方、高齢者にとってアシストによる適度の運動は健康増進に寄与でき、外出の機会を増やし、社会参加を促し生き甲斐の創出に役立つことが想定される。しかし、使用者からは、押し歩き時（特に坂道）に重い、頻繁にバッテリ充電の必要があり面倒、重量が重いなどの声が聞かれ改善すべき点は多い。

電動アシスト自転車については、その定義を含め、消費者の声を反映させ、さらに軽量で扱いやすくするための標準化調査研究を平成 12 年度から実施している。また、さらなる電動アシスト自転車の普及に際しては、バッテリ充電・交換スタンドの設置などインフラの整備に関する標準化も検討する。

3.2.7　人間工学分野

人間工学分野の標準化は、ISO/TC159（人間工学）において行われており、国内審議団体である人間工学会において積極的に参加するとともに、順次必要な規格について翻訳 JIS 化が進められている。また、ドイツの検査機関（TÜV）が、ISO 13407（人間工学－インタラクティブシステムの人間中心設計プロセス）、ISO 9000 シリーズ（品質システム）及び ISO 9241-11（人間工学－視覚表示装置を用いるオフィス作業－使用性についての手引）を使用して、視覚表示装置（VDT）のユーザビリティ（使い易さ）の認証活動を行っており、今後の動向を注視していく必要がある。

ISO での審議に際しては、国際会議に積極的に参加し、我が国の意見を反映させた ISO

規格を作り、これに基づいて JIS 化を進める。最近、コンピュータを内蔵した機器を対象としたユーザビリティの規格 ISO 13407 を翻訳して JISZ8530（人間工学－インタラクティブシステムの人間中心設計プロセス）が制定されたのに続き、これ以外の一般製品を対象とした原案作りが行われており、今後の規格化の審議に積極的に関与していく必要がある。また、認証活動の動向を把握しつつ、関係する ISO 規格等については、順次 JIS 化を進める。

3.2.8 サービス分野

a）ISO 動向に対応したサービスの標準化

ISO/COPOLCO において、サービス分野における国際標準化のニーズが高まってきており、旅行業（ツーリズム）、財務サービスなどのサービスについて国際標準化の必要性等について検討が始まりつつある。我が国においても、サービス産業における公正な環境の確保と消費者の理解の増進を図るため、ISO における標準化動向を踏まえ、かつ関係省庁と連携をとりつつ国際的に整合した標準化の必要性を検討する。

b）不在通知票

宅配サービス利用の日常化に伴い不在通知も増加しているが、不在通知票は各社それぞれに様式、識別方法、記載事項などが異なっている。各社の不在通知票の現状及び視覚障害者の識別の現状を把握し、視覚障害者でも容易に識別することのできる不在者通知票について関係省庁と連携しつつ標準化の必要性について検討を行う。

3.2.9 消費者保護分野

a） 図記号

消費者への情報提供の方法の一つとして、図記号がある。図記号は文章による表現と比べて理解しやすいというメリットがあるものの、あまりに種類が多いために消費者に混乱をもたらしている面もある。消費生活における危険防止を目的とした警告用図記号については、標準化を終了したが、日常生活の中では、視聴覚（ＡＶ）機器、家電製品、電子機器、事務機器、ホームオートメーション（ＨＡ）機器、住宅設備などに囲まれており、今後は、これら機器の ON-OFF 記号のような一般用図記号について標準化を行う。また、主に知的障害者、言語障害者とのコミュニケーション手段として絵記号が用いられ、これは高齢者との対話の手段、外国人との対話の手段としても利用の可能性が求められている。今後、絵記号の活用を図るために基本設計のあり方について標準化の検討を行う。

なお、障害者でも容易に利用できるようアクセシビリティを確保したパソコン、ファクシミリなどの情報機器については、操作に係る図記号の標準化の必要性を検討する。

b） 消費者保護マネジメントシステム

企業における消費者苦情に対する不誠意、社会秩序に反する行為、急速に進展する電子商取引など、現状を放置すれば消費者の利益を著しく損なうおそれがあることから、消費者保護の観点からこれらに係る標準化が必要である。

消費者の保護を目的とした規格として「苦情対応マネジメントシステムの指針」の JIS を

制定したところであり、現在、国内外において関心の高い「電子商取引の消費者保護ガイドライン」の JIS 化に向け検討を行っている。また、「行動規範」及び「紛争処理システム」については、今後、ISO の動向を踏まえて順次標準化の検討を行う。

なお、ISO に先行して JIS 化した「苦情対応マネジメントシステムの指針」については、ISO/TC176/SC3（品質管理及び品質保証／支援技術）に情報提供しており、JIS を基本にした ISO 規格の制定に向けて積極的に活動を行う。

c) 消費生活製品の修理・サービスに関する行動規範

消費者保護及び省資源、省エネルギーの観点から、消費生活製品のリユース及びロングユースの必要性があり、製品の生産打切り後のある一定期間は、適切な費用で修理を受けられることが不可欠である。そのためには、修理用部品の最低保有期間及び消費者の要求に適切に対応するための指針を定めるなど、消費者保護のための修理・サービスに関する行動規範の在り方について検討を行う。

添付資料

1. 日本工業標準調査会・消費生活部会報告「消費者ニーズに対応した今後の標準化の在り方について」
2. 高齢者・障害者に配慮した標準化政策の在り方に関する建議
   －バリアフリー社会を目指して－
3. 資源循環型社会構築に向けた標準化施策について